

楠本浄水場No. 1・2浄水池清掃業務委託

特 記 仕 様 書

1. 業務概要

本業務は楠本浄水場No. 1・No. 2浄水池の清掃を行う業務である。

2. 業務場所

周南市 楠本浄水場地内

・No. 1浄水池

構 造	RC造	※別紙図面参照
有効容量	664m ³	
清掃面積	天井面	190m ²
	壁 面	448m ²
	床 面	190m ²
築造年数	平成12年	(2000年)

・No. 2浄水池

構 造	RC造	※別紙図面参照
有効容量	382m ³	
	天井面	117m ²
	壁 面	275m ²
	床 面	117m ²
築造年数	平成12年	(2000年)

3. 履行期間

契約日～令和8年3月31日

4. 教育の徹底、関係法令等の遵守

- ① 受注者は、清掃・点検業務に対して、必要な知識及び技能に関する運転マニュアル等を作成し、教育すること。
- ② 委託業務実施にあたっては、関連する関係法令及び条例等を遵守すること。
- ③ 雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
- ④ 委託業務実施にあたり、事故が発生しないよう個人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

5. 作業手順等

水槽を空にして高圧洗浄機、デッキブラシ等により清掃を行う。壁面等高所については、足場を設置しないので手の届く範囲の清掃とする。
発電機室隣接のマンホール入口付近については、足場を設置し天井面及び壁面を入念に清掃することとする。足場設置範囲は図面に図示した箇所とする。

清掃は1池ずつ行い断水のないように行う。これに伴うバルブ操作、浄水場運転作業は上下水道局職員が行うものとする。

また、作業中は原則として上下水道局職員が現場に常駐する。

6. 健康診断
この業務に従事する者は、水道法21条第1項に基づき、作業着手前に関係機関において検便を行い、その結果の原本を提出すること。検査内容については、赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌の5項目とする。安全衛生管理上、水道法施行規則第16条第1項に基づき6箇月ごとに関係機関において再度検便を行い、提出すること。
7. 安全管理
槽内の作業につき酸素欠乏等の対策を実施すること。
8. 必要機材等
電源・水源の確保に必要な延長機材等については、受注者にて用意すること。
9. 雑排水処理について
場内マンホールへの排水とする。排水場所、排水方法については受注後協議とする。
10. その他
本仕様書に定めない事項は双方協議の上、決定するものとする。